

# 新城市建設工事成績評定要綱

平成17年10月1日

改正 平成25年4月1日

改正 平成26年5月1日

(目的)

第1条 この要綱は、新城市が発注する建設工事成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、予定価格が130万円を超える建設工事について行うものとする。ただし、軽易又は特殊な工事で契約課長（契約を所掌事務とする課の課長をいう。以下同じ。）が評定する必要があると認めた工事については、この限りでない。

(評定の区分)

第3条 評定の区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 小規模評定（契約金額が500万円未満の工事）
- (2) 簡易型評定（契約金額が500万円以上2,500万円未満（建築一式工事にあつては500万円以上5,000万円未満）の工事）
- (3) 標準評定（契約金額が2,500万円以上（建築一式工事にあつては5,000万円以上）の工事）

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、新城市契約規則（平成17年規則第37号）第3条に定める検査員及び監督員とする。

(評定内容)

第5条 評定は、次の表に掲げる考査項目について行うものとする。

考査項目	細別	内容・採点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	工事成績評定表（別記様式1）による
	II. 配置技術者	
2. 施工状況	I. 施工管理	
	II. 工程管理	

	Ⅲ. 安全対策	
	Ⅳ. 対外関係	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	
	Ⅱ. 品質	
	Ⅲ. 出来ばえ	
4. 工事特性	Ⅰ. 工事特性	
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	
7. 法令遵守等		
8. 指摘事項		

(評定)

第6条 評定者は、完了検査後すみやかに工事成績評定表（別記様式1）により公正かつ的確に評定しなければならない。

(評定結果の報告)

第7条 前条に規定する評価の結果（以下「評定結果」という。）については、検査員が完了検査の結果とあわせて市長に報告するものとする。

(評定結果の通知等)

第8条 評定結果は、新城市建設工事等検査要綱（平成17年新城市制定）第17条に規定する検査合格通知書に工事成績採点表（別記様式2）を添付し、受注者に通知するものとする。

2 課長（当該評定の対象となる工事を担当する課の課長をいう。以下同じ。）は、前項に規定する通知を行ったときは、工事成績評定表を契約課長に送付するものとする。

3 課長は、評定結果に応じて受注者の指導育成を行うものとする。

(評定の修正)

第9条 課長は、第8条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を受注者に通知しなければならない。

(説明請求等)

第10条 第8条又は第9条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日

(「土曜日、日曜日及び国民の祝日」含む。)以内に、課長に対して評定内容の説明を工事成績評定に関する説明依頼書(別記様式3)により求めることができる。

2 課長は、前項の説明を求められたときは、工事成績評定の照会事項に対する説明書(別記様式4)により回答するものとする。

3 課長は、前項の回答をする場合、新城市入札審査会(以下「審査会」という。)に意見を求めることができる。

(工事成績)

第11条 契約課長は、工事成績評定表を受理したときは、当該評価結果に基づき、次の表に掲げる区分に応じて工事成績を判定するものとする。

80点以上	70点以上～80点 未満	60点以上～70点 未満	60点未満
優	良	可	不可

(工事成績一覧表)

第12条 契約課長は、工事成績評定表に基づき課別及び受注者別に工事成績一覧表を作成する。

2 契約課長は、会計年度ごとに工事成績一覧表を審査会に報告する。

(成績不良工事に関する報告)

第13条 契約課長は、第11条により工事成績が「不可」の者について、審査会に報告する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

別記様式1 (第6条関係)

別記様式1

工事成績評定表

工事名		請負代金額	
路線等の名称		工期	年 月 日 ~ 年 月 日
工事場所		完了日	年 月 日
請負者		検査日	年 月 日
評定者 考査項目		専任監督員	主任監督員
		職氏名	職氏名
項目	細別	評定点	評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.0 点	
	II. 配置技術者	/ 3.5 点	
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 5.4 点	/ 5.5 点
	II. 工程管理	/ 5.8 点	/ 2.9 点
	III. 安全対策	/ 6.7 点	/ 3.3 点
	IV. 対外関係	/ 3.2 点	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	/ 6.5 点	/ 6.5 点
	II. 品質	/ 7.4 点	/ 7.4 点
	III. 出来ばえ		/ 7.9 点
基本評定点小計 (1+2+3)		① / 41.5 点	② / 6.2 点
基本評定点合計 (①+②+③)		④ / 75 点	
4. 工事特性	I. 工事特性	/ 13 点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/ 7 点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		/ 5 点
加点評定点合計 (4+5+6)		⑤ / 25 点	
7. 法令遵守等			点
8. 指摘事項			点
減点評定点合計 (7+8)		⑥ 点	
評定点合計 (④+⑤+⑥)		/ 100 点	
所 見			

- ※1 1～8の評定点合計 = 工事成績評定点
- ※2 「工事特性」及び「創意工夫」の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし加点評価のみとする。
- ※3 「社会性等」の評価では地域への観点から加点評価のみとする。また、「法令遵守等」、「指摘事項」は、減点評価のみとする。
- ※4 「所見」は必ず記載すること。
- ※5 各考査項目毎の採点は、専任監督員は別紙1、2-1、2-2、3-1、4、5、9、主任監督員は別紙2-3、6、7、8、検査員は別紙2-4、3-2、3-3、3-3-1～3-9によるものとし、検査員の評価に先立ち、専任・主任監督員が評価する。
- ※6 「基本評定点合計 (④)」は、四捨五入により整数とする。

契約番号

別記様式2（第8条関係）

別記様式2

契約番号	工事担当課
工事名	検査員
路線等の名称	主任監督員
工事場所	専任監督員
請負者	完了日 年 月 日
請負金額	検査日 年 月 日

工事成績採点表

項目	細別	基準点	評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	3.0	
	II. 配置技術者	3.5	
2. 施工状況	I. 施工管理	10.9	
	II. 工程管理	8.7	
	III. 安全対策	10.0	
	IV. 対外関係	3.2	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	13.0	
	II. 品質	14.8	
	III. 出来ばえ	7.9	
4. 工事特性	I. 工事特性	(加点)	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(加点)	
6. 社会性等	I. 地域への貢献	(加点)	
7. 法令遵守等		(減点)	
8. 指摘事項		(減点)	
評定点合計		100	
所 見	検査員		
	主任監督員		
	専任監督員		

別記様式3 (第10条関係)

年 月 日

新城市長 様

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者名

工事成績評定に関する説明依頼書

年 月 日付けで通知のあった次の工事成績について、次のとおり説明を求めます。

工事名	
路線名等	
施工場所	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
完成検査年月日	年 月 日
説明を求める内容	

別記様式4 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者名 様

新城市長 印

工事成績評定に関する照会事項について (回答)

年 月 日付けで依頼のありました事項について、次のとおり回答します。

工事名	
路線名等	
施工場所	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
完成検査年月日	年 月 日
説明を求められた内容	
回答	